

## 調査報告

## わが国の資産保有の実態と資産活性化プラン

## 【要旨】

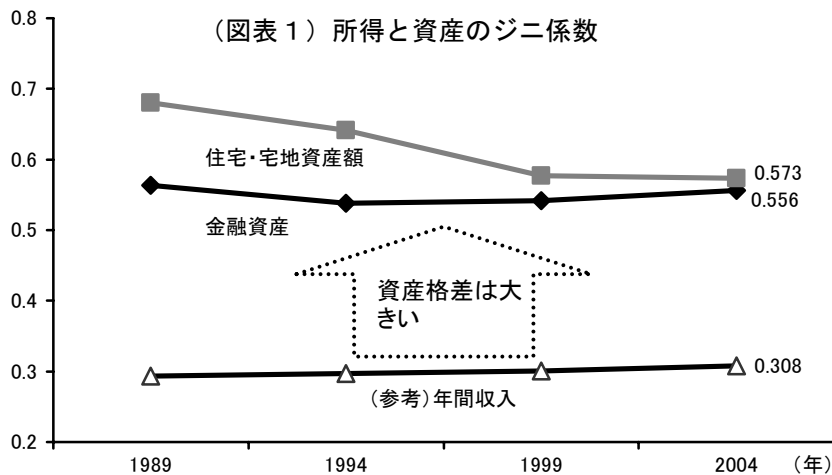
1500兆円の日本の金融資産は、その40%近い額が、8%程度の世帯数の資産富裕層によって保有されている。純資産で見ると、この層が占める割合は、50%に達する。

また、日本の金融資産は、56%が60歳以上の高齢層によって保有されている。これは、同時に、日本の資産富裕層が、高齢者や無職の世帯に偏っていることを示しており、この傾向は、団塊の世代の退職や、遺産相続の後ズレで、今後ますます強まると予想される。

そのため、「貯蓄から投資へ」の動きに限界があること、高齢者間の資産格差が深刻化することが問題となっていると考える。

2003年から始まった相続時精算課税制度をさらに拡充したり、リバース・モーゲージや寄附の制度などを整備するなど、日本の資産をトータルに活性化する施策が望まれる。

## 1. 日本の資産保有格差と「資産富裕層」について



(資料) 内閣府 平成18年度「経済財政白書」

一般に、個人や家計の経済格差というと、所得や収入の格差を議論することが多いが、金融資産や住宅資産の格差に目を向けることも重要である。所得の格差が資産の格差を広げ、遺産相続や教育機会の不均等化を通じて、さらなる所得格差につながったり、階層の固定化を招いたりすることになるからである。

図表1は、経済財政白書から、収入と資産のジニ係数の推移を見たものである。日本の家計収入のジニ係数は0.3程度である一方、資産の格差

は、金融資産、住宅資産ともに、0.5を超えており、所得・収入より格差が顕著である。資産格差が所得格差より大きいのは、所得の高い人ほど貯蓄率が高く、時間を通じてその格差が蓄積していくためと見られる。

資産保有の格差を違った角度で見てみる。次頁の図表2は、金融資産の保有額階級を5つに分け、全体での保有割合を見たものである。原統計の性質上、負債を控除しない金融資産の総保有額が4,000万円以上の世帯が最上級のカテゴリ

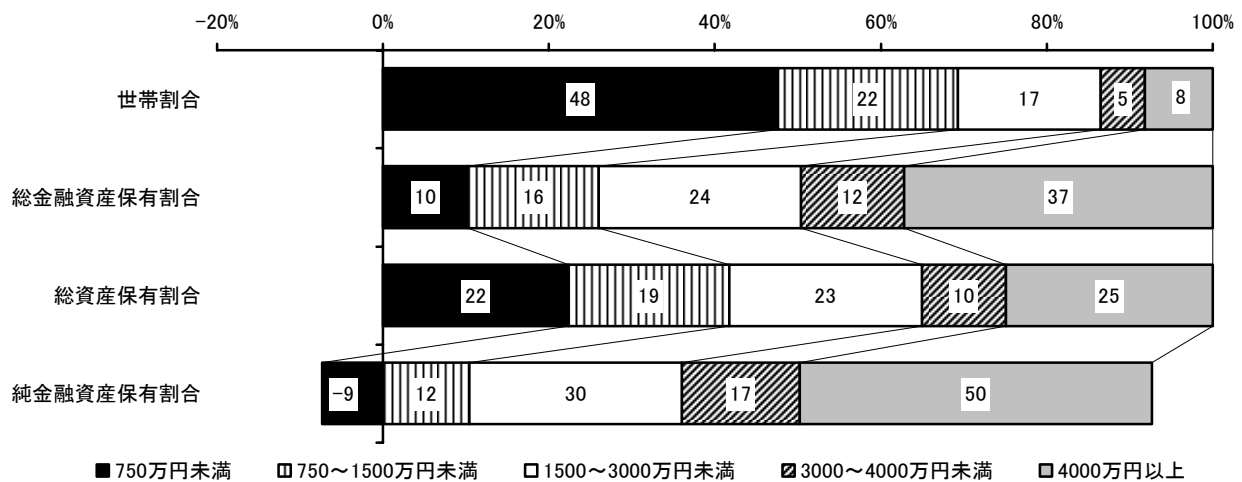
リーとなっている。これを仮に「資産富裕層」と名づけ、その保有割合を見ていきたい。

まず、「資産富裕層」は、全体の世帯数の中で、約8%を占める。一方、総金融資産（日本全体で1,500兆円程度：日銀資金循環勘定）は、37%がこの資産富裕層によって保有されている。住宅資産を含めた総資産（日本全体で2,500兆円程度：国民経済計算年報）で見ると、25%を資産富裕層が保有している。負債を控除した金融の

純資産（日本全体で1,000兆円程度：日銀資金循環勘定）だけを見ると、そのほぼ半分が「資産富裕層」によって保有されていることになる。

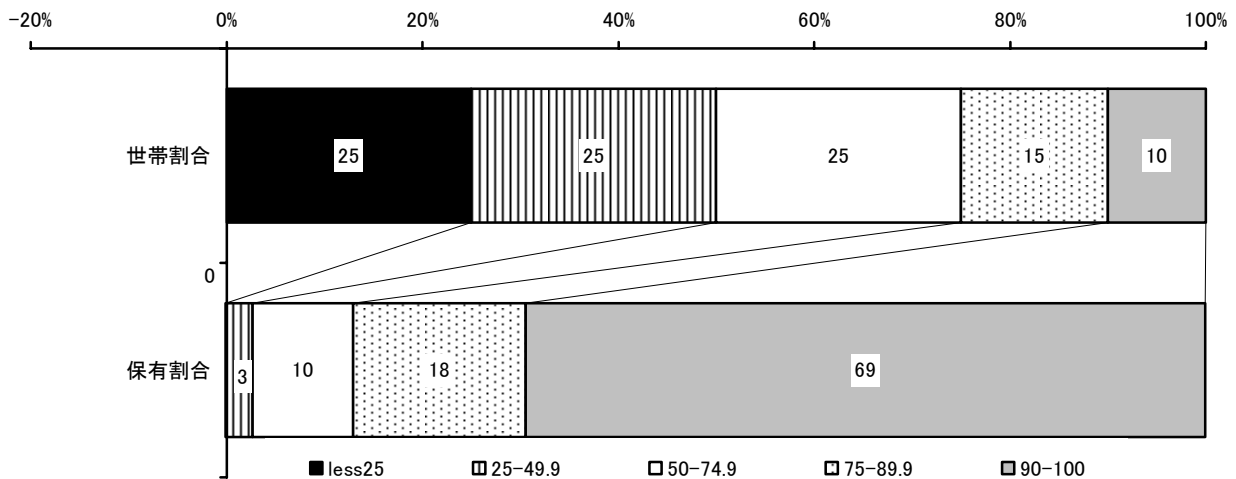
アメリカ（2004年）では、下の図表3のように、純金融資産で見ると、上位10%の階層によって約7割の資産が保有されている。約8%で5割の日本と比較すると、アメリカのほうが、やや資産の保有格差は大きいと言えよう。

(図表2) 資産残高階級別資産の分布状況



(資料) 総務省「全国消費実態調査」2004年

(図表3) アメリカの資産分布状況（純金融資産）



(注) 資産階層別に25%ずつ(上位は10%と15%)に区分した  
(資料) FRB「Survey of Consumer Finance」2004年

次に、資産富裕層の実際の姿を見ていきたい。次頁の図表4は、金融資産4,000万円以上の資産富裕層の平均的なバランスシートを見たものである。金融資産の保有額は、6,400万円、住宅等

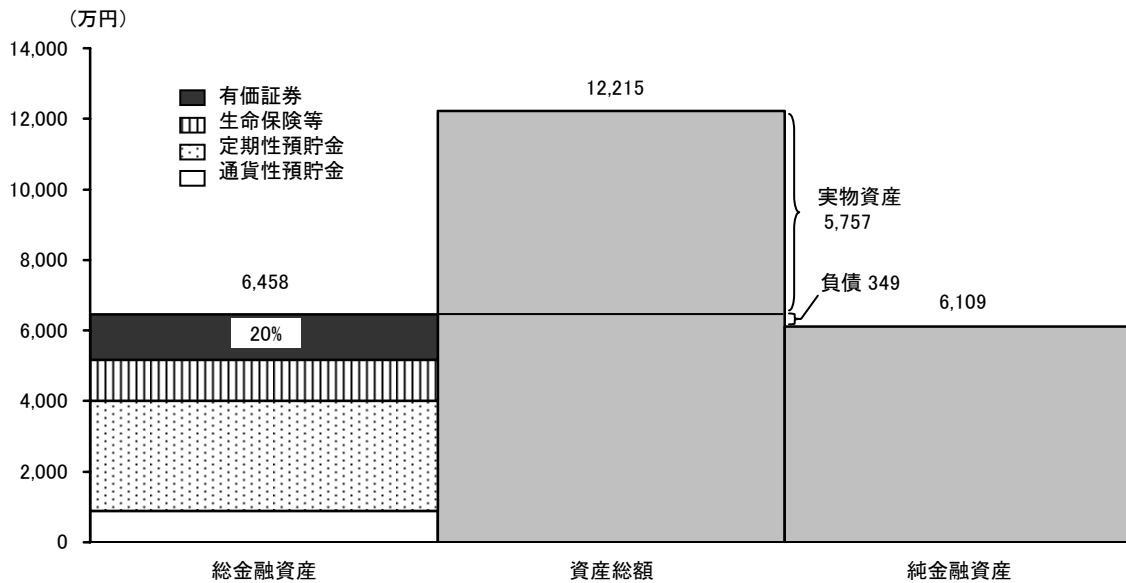
の実物資産の保有額は5,700万円、総資産で約1億2千万円となっている。負債は、350万円で、純金融資産は6,100万円となっている。これが、いわゆる「金融資産リッチ」の平均像であろう。

金融資産のポートフォリオでは、有価証券の保有比率は、20%となっている。これは、あとでも述べるが、ある程度成功して退職したサラリーマンのバランスシートの平均像ではないかと考えられる。

同じ「消費実態調査」のデータを、今度は、実物資産、特に住宅資産の保有額5,000万円以上で区切って、資産富裕層（いわゆる「不動産リッチ」）を抽出してみた。下の図表5がそのバランスシートである。不動産リッチの平均金融資

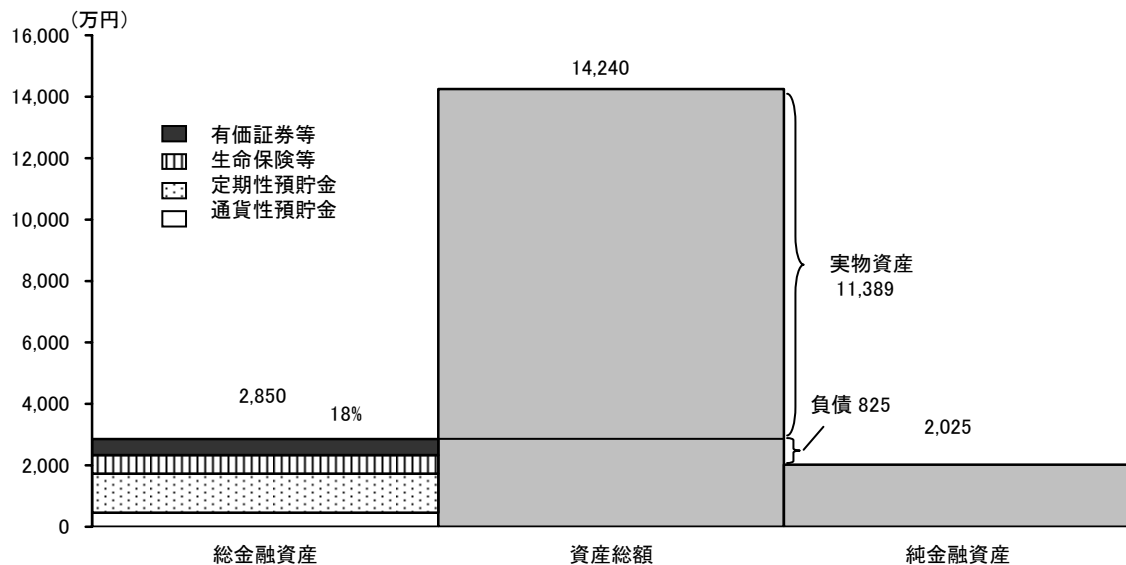
産保有額は、2,800万円、実物資産1億1千万円を含めた総資産は、1億4千万円となっている。負債額は、800万円で、純金融資産は、2,000万円程度である。この不動産リッチ層は、前記の金融資産リッチ層より、総資産では多く保有しているが、金融資産の保有額は少なく、負債も多くなっている。富が不動産に偏っており、少し窮屈なバランスシートとなっている。後述するが、相続によって資産を継承した、日本の不動産リッチの平均像ではないかと考えられる。

(図表 4) 日本の資産富裕層の平均像 I (金融資産リッチ)



(注) この資産富裕層は、全世帯数の 8.2%を占める。  
 (資料) 総務省「全国消費実態調査」

(図表 5) 日本の資産富裕層の平均像 II (不動産リッチ)



(注) この資産富裕層は、全体の 10.2%を占める。  
 (資料) 総務省「全国消費実態調査」

## 2. 日本の資産富裕層の実態に迫る

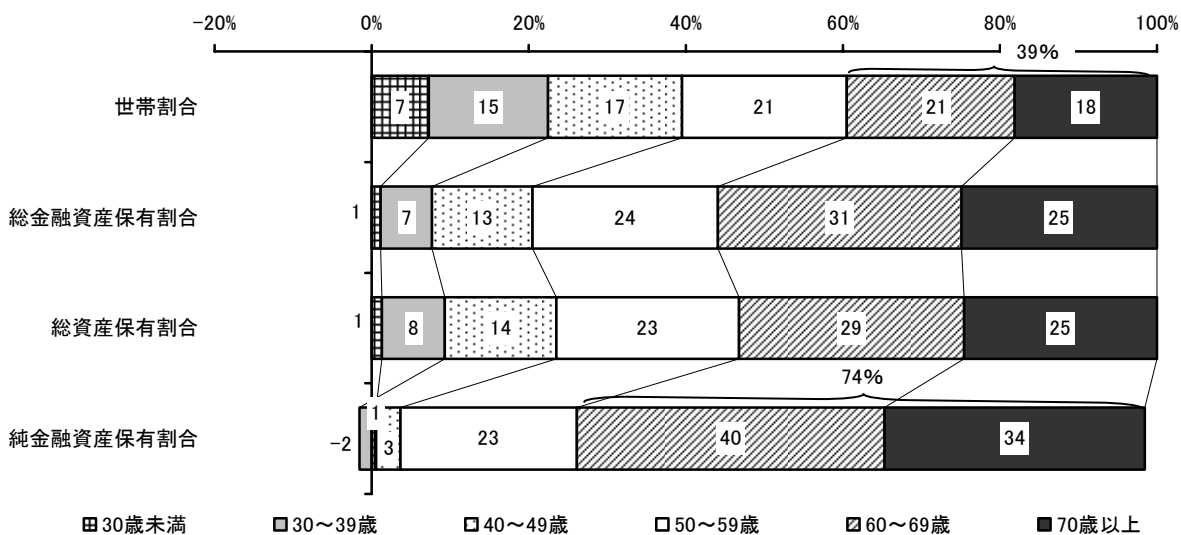
次に、日本の資産富裕層の実態にさらに迫っていききたい。下の図表6は、年齢別の、各資産の保有状況を見たものである。日本の金融資産や、住宅などの実物資産は、60歳代のシニア層や、それ以上の高齢者層によって多く保有されている。日本では、世帯主が60歳代以上の層は、すでに40%近くに達しているが、この層によって、保有されている金融資産は、2004年時点ですでに56%、実物資産を含めた総資産は54%、負債を除いた純金融資産は、74%に達している。

図表7は、年齢区分は少し違うものであるが、

アメリカの年齢別の純金融資産保有状況を見たものである。65歳以上の世帯数は、22%を占めているが、その保有割合は、30%弱である。55歳以上を含めても58%程度である。明らかに、日本の資産保有は、高齢層に偏っている。

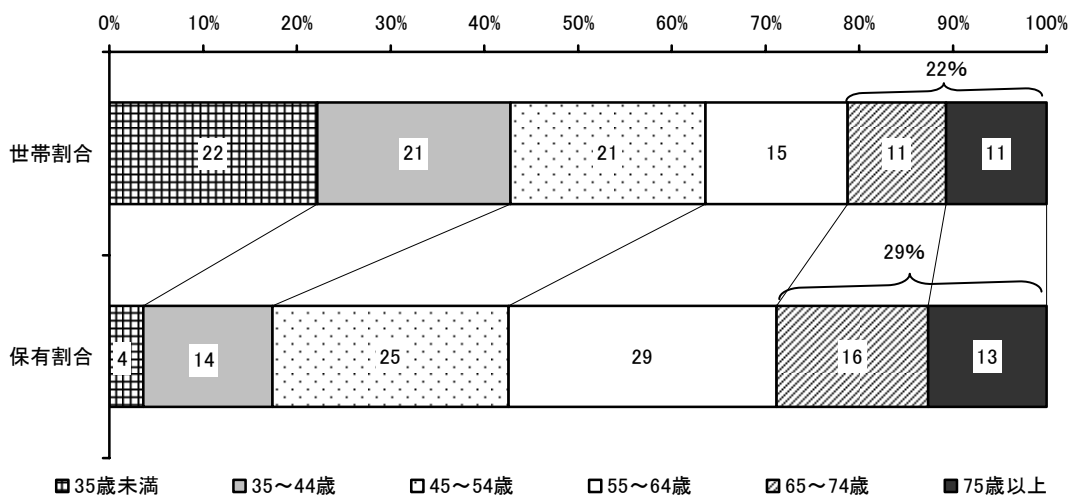
次頁の図表8は、同じことを違う側面から見たものである。日本の資産富裕層、特に金融資産リッチは、70%が60歳代以上である。この60歳以上の世代への富の偏在は、日本における、年功序列の賃金体系や退職金制度、あるいは、年金制度や医療制度に対する不安が根底にあって、高齢者が貯蓄を取り崩さないこと等によると推測される。

(図表6) 年齢別資産分布状況



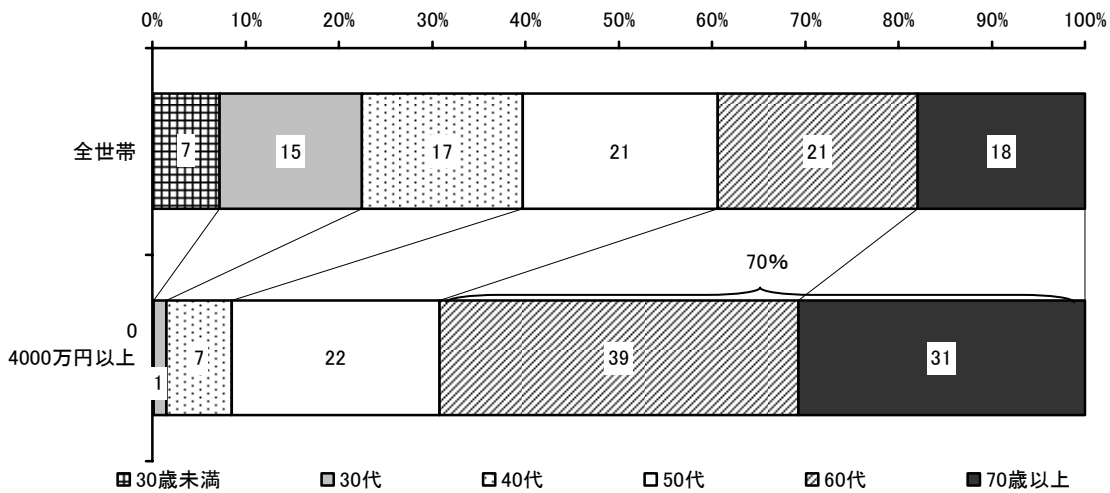
(資料) 総務省「全国消費実態調査」

(図表7) アメリカの年齢別資産分布状況(純金融資産)



(資料) FRB「Survey of Consumer Finance」

(図表8) 富裕層世帯の年齢別分布



(資料) 総務省「全国消費実態調査」

下の図表9は、富裕層の職業別分布を見たものである。やや奇異にとられるかもしれないが、日本の金融資産リッチは、44%が無職の世帯である。これは、退職したサラリーマンが、そのまま金融資産リッチになっている姿、老後に不安を抱えながらも、高度成長期の働きの果実を何らかの形で享受している姿と見ることができる。

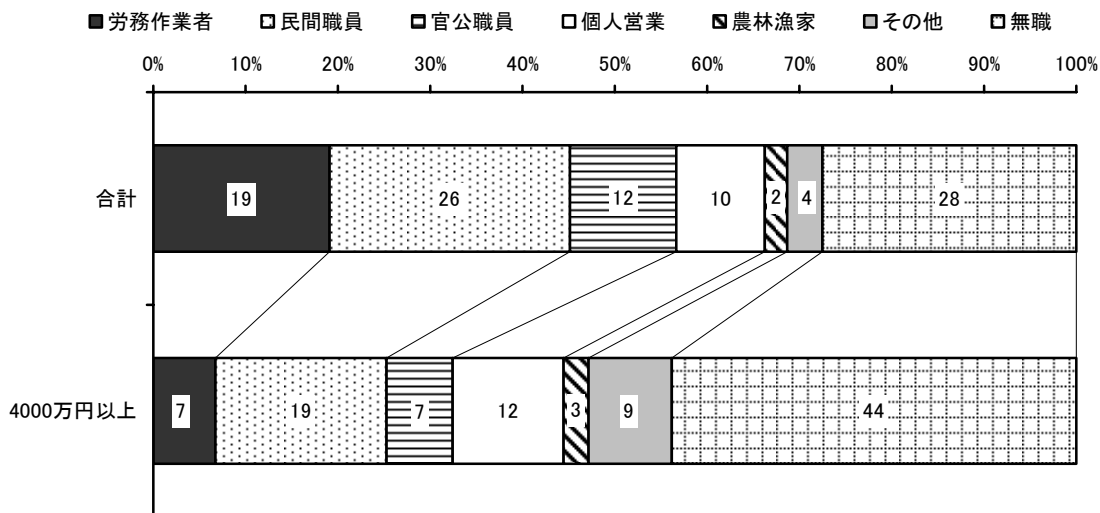
この図表の中で、その他の職業項目に該当するのは、会社の社長・取締役、弁護士や医師、芸能人やスポーツ選手などからなっており、世帯数では4%を占めている。これらの人々は、金融資産リッチに占める割合は9%と、相対的には

かなり裕福で、一般的なイメージと一致するが、全体的な影響力としてはさほど大きくない。

次頁の図表10は、金融資産リッチの地域的分布を見たものである。やはり関東や近畿、東海に広く分布している。図表には、掲載していないが、5年前との比較では、東海圏や関東圏がシェアを伸ばしており、近畿圏が減少している。資産格差は、比較的速やかに、地域間の景気格差を反映すると見られる。

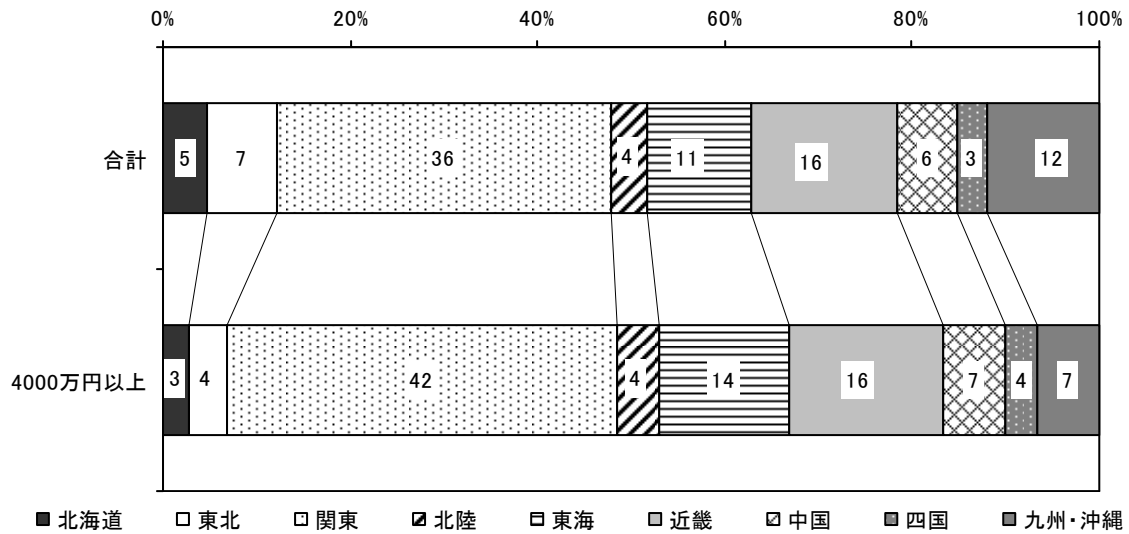
次頁の図表11は、不動産リッチ、つまり住宅資産が5,000万円以上の世帯の地域分布を見たものである。地価水準の高さからか、52%と、金融資産リッチより関東圏に集中している。

(図表9) 富裕層世帯の職業別分布



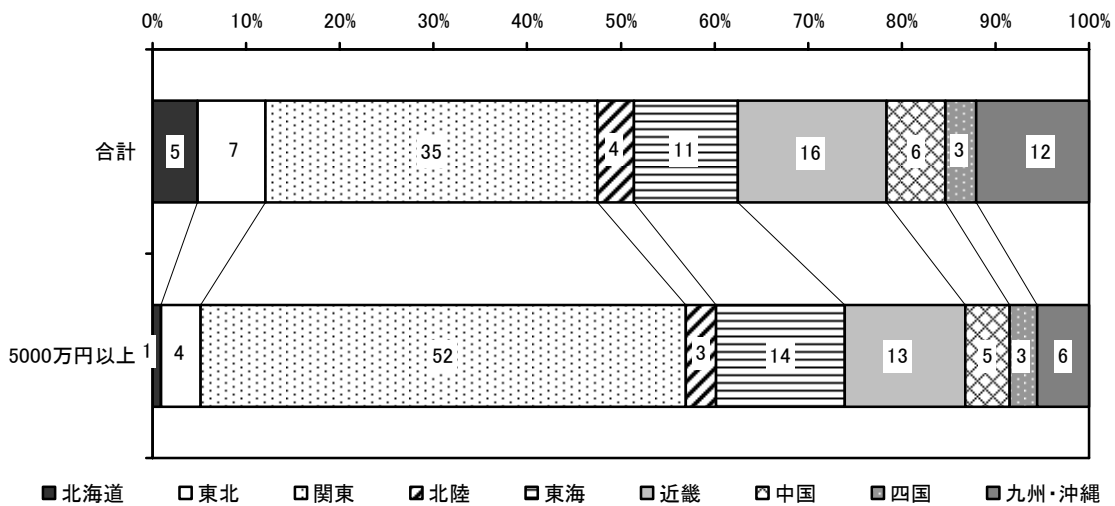
(資料) 総務省「全国消費実態調査」

(図表 10) 富裕層世帯の地域分布 (金融資産リッチ)



(資料) 総務省「全国消費実態調査」

(図表 11) 富裕層世帯の地域分布 (不動産リッチ)



(資料) 総務省「全国消費実態調査」

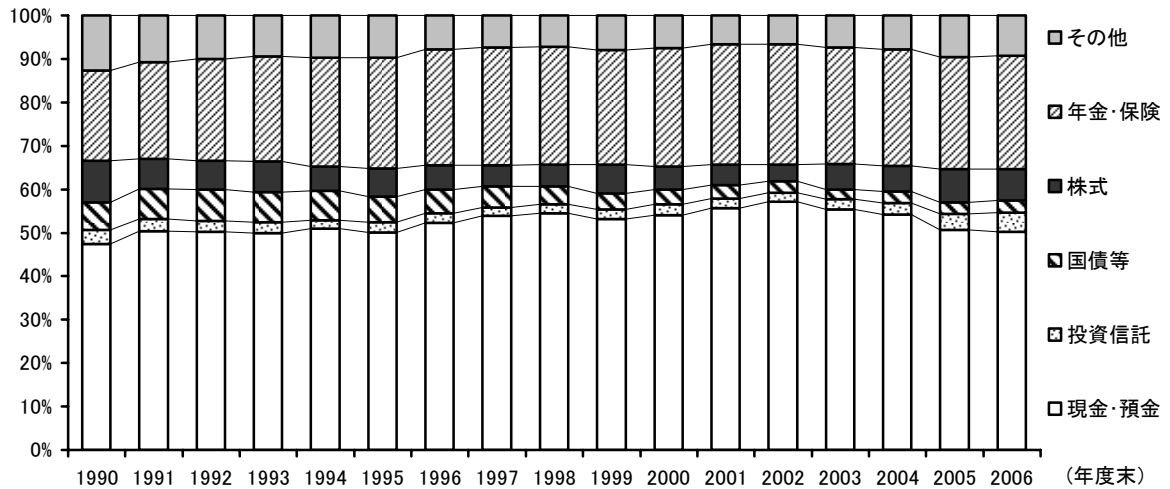
### 3. 悩める資産大国

さて、個人や家計による、「貯蓄から投資へ」の流れは、わが国が「投資立国」となって繁栄していくための必須条件である。確かに、1,500兆円を超える個人の金融資産は、図表12に見るように、少しずつではあるが、投資信託などの

リスク資産に向かいつつある。

ところが、以上考察してきたように、資産や純資産の多くが、退職した世代や高齢者に保有されていることを考えると、こうした「貯蓄から投資へ」のシフトは限界があると言わざるをえない。

(図表 1 2) 日本の金融資産内訳の推移



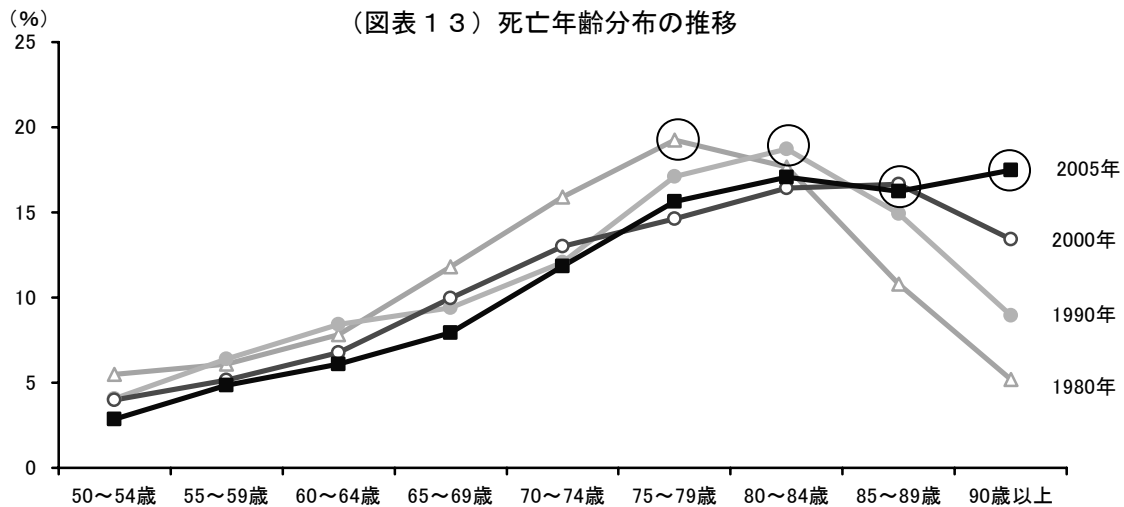
(資料) 日銀「資金循環勘定」

さらに悩ましい問題が、遺産相続において起きている。下の図表13は、男女あわせた死亡年齢の分布を見たグラフである。日本人の平均寿命は、現在80歳代前半であるが、亡くなる人の最頻値、つまり最も多い世代が、人口の高齢化によって、90歳代となっている。これは、親から遺産を引き継ぐ年代が、60歳代を超えるケースが同じく最頻であることを示唆する。日本独自の、退職金制度や年功序列賃金に加え、高齢化による遺産相続の後ズレが、さらに、退職世代、高齢者世代への富の集中を引き起こしていると言えよう。これでは、住宅取得費や教育費が必要な30~40歳台への資産の移転、あるいはリスク資産投資の育成がうまく円滑にいかない。

もう一点、退職世代や高齢者が一様に、資産リッチであれば問題ないが、所得以上に資産の保有に大きなバラツキがあると推測される。

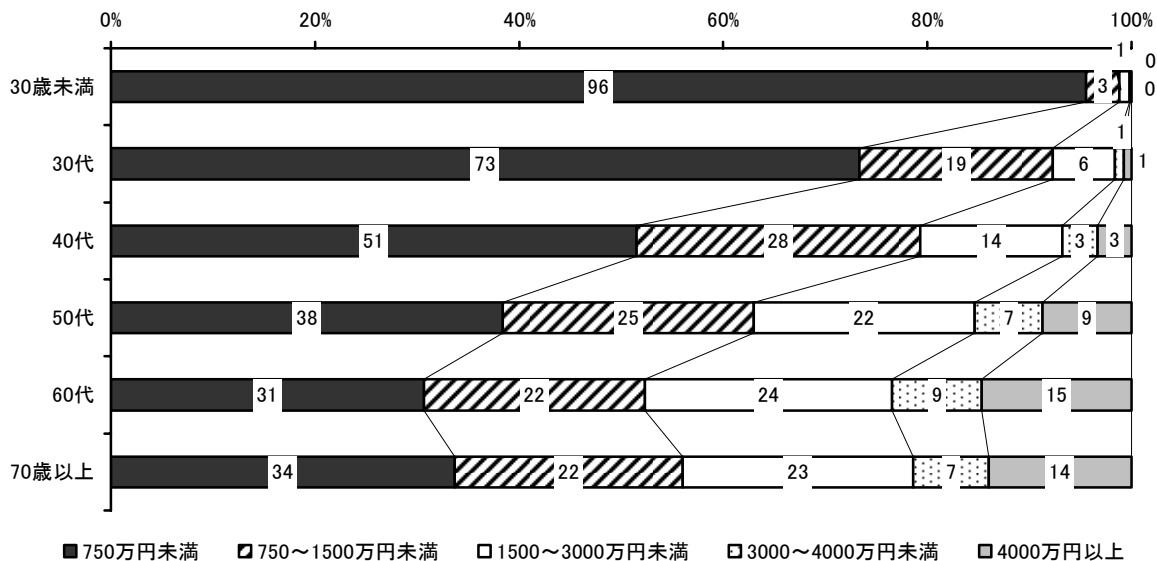
次頁の図表14と15は、資産階級別の世帯数と、金融資産の保有割合をグラフ化したものである。高年齢化すればするほど、資産富裕層の保有する割合が著しく高くなっている。例えば、70歳代以上で見ると、14%の富裕層世帯が47%の金融資産を保有する一方、金融資産750万円未満の世帯は、37%の世帯数で、5%の金融資産しか保有していないことになる。高年齢層において、持てる人と持たざる人の格差は、同じ無職でも大きな差が開いていることを念頭においておく必要がある。

(図表 1 3) 死亡年齢分布の推移



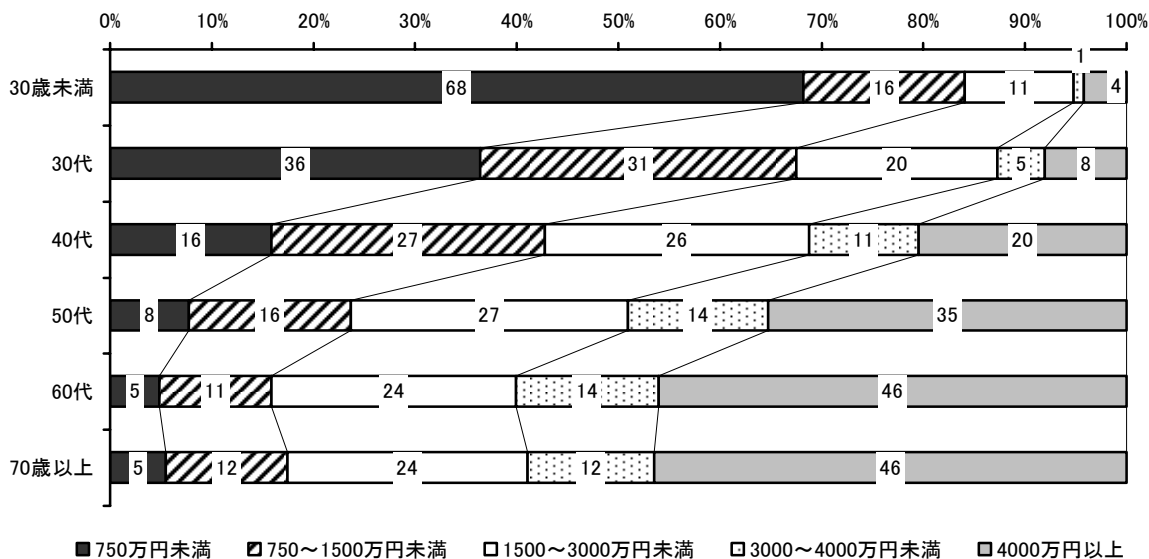
(資料) 厚生労働省「人口動態調査」

(図表 14) 年齢別・資産保有階級別・世帯数の分布



(資料) 総務省「全国消費実態調査」

(図表 15) 年齢別・資産階級別・資産保有割合の分布



(資料) 総務省「全国消費実態調査」

#### 4. 資産活性化プラン

では、日本の資産をトータルに活かしていくためにはどのような視点と対策が必要になってくるであろうか。以下、資産活性化プランを考察してみた。

##### ◎相続時精算課税制度の拡充

第一に、退職世代や高齢者に、「頑張ってリスク資産に投資せよ」と言うのは無理な話である。若い世代が早めに資産を保有するようになる工

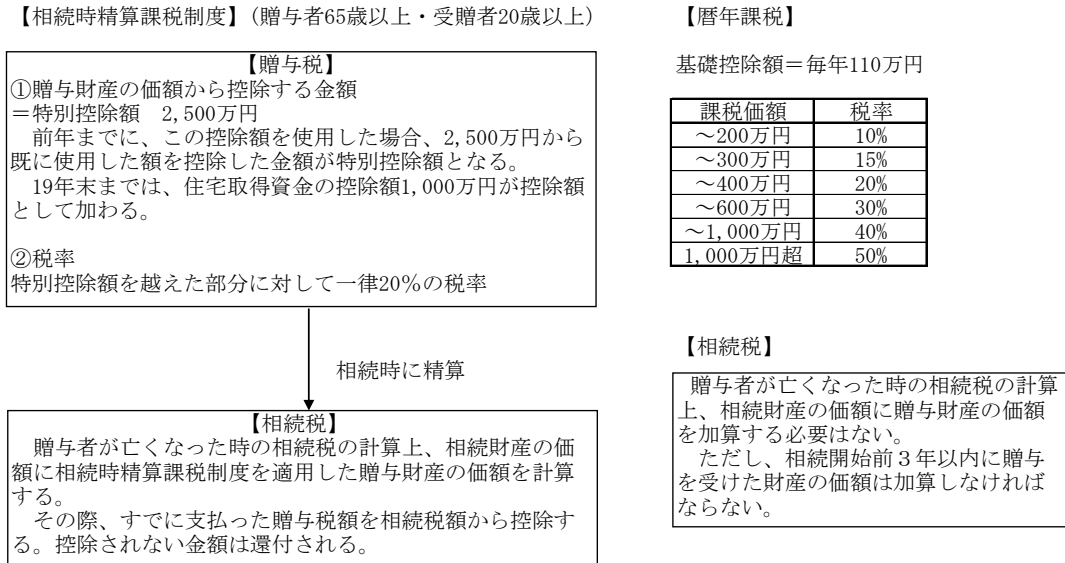
夫が必要であると考えられる。

次頁の図表16は、2003年から始まった贈与税における相続時精算課税制度である。それまで、贈与税は、相続税逃れを防ぐためにかなりの負担が課されていたが、贈与時の税負担を軽減し、相続時に精算する仕組みが選択できるようになった。この制度は、現在、年間約1兆2,000億円の贈与対象資産（年間の贈与・相続財産は、30~40兆円程度）において利用されている。こうした制度が認知され、普及していけば、若い世代への資産の移



転も進むのではないかとと思われる。この制度に関する措置は、来年の年末で期限切れになるが、これまでの実績を踏まえ、延長を検討すべきと考える。

(図表 16) 相続時精算課税制度の仕組み



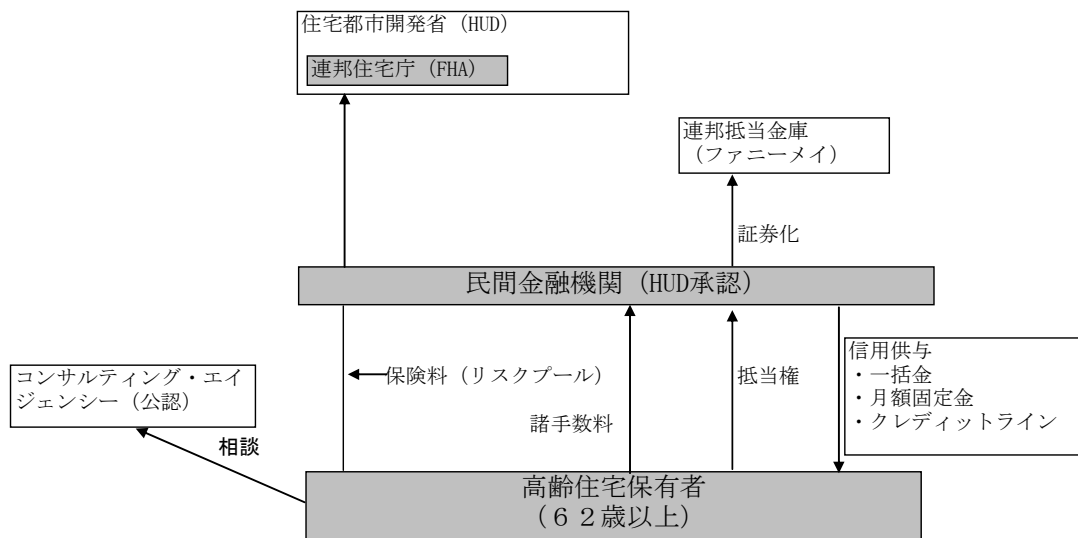
(資料) 財務省ホームページより

◎リバース・モーゲージ制度の普及

第二に、高齢者の潤沢な資産を所得や支出に転換するような仕組みが必要である。リバース・モーゲージは、金融機関が、住宅を担保に、高齢者世帯に資金を提供し、亡くなられた時に、返済を受ける仕組みである。日本では、取り組んでいる金融機関は少数であるが、アメリカでは、図表17にあるように、政府が関与して推進

している。つまり、リバース・モーゲージには、長生きリスク、金利リスク、住宅価値変動リスクの3つのリスクがあり、アメリカでも、資金を貸し出すのは民間金融機関であるが、政府・連邦住宅庁 (FHA) が、2%の保険料を徴収してプールする仕組みで、リスクをプールし、コントロールしている。

(図表 17) 米国のリバース・モーゲージ (HECM) 制度



(資料) FHA 資料より当部作成

## ◎寄附制度の充実

第三に、寄附制度の充実ということが考えられる。世界的なグローバル化の潮流の中で、資産の保有の格差が避けられないという状況であると、むしろ、富裕層の自発的な、チャリティーの意思を尊重して、貧困や難病、教育などの、公共の価値を実現していくことがむしろ望ましい。アメリカでは、カーネギーやロックフェラ

ーなどが、巨額の寄附金を提供してきた歴史がある。現在でも、ビル・ゲイツやウォーレン・バフェットは、私財を投じて、世界的規模の慈善事業を営んでいる。

図表18は、日米の寄附行為の実績を示したものであるが、アメリカの年間の寄附金額は、日本円で34兆円、これは、連邦予算の1割強に匹敵する。日本は、ほんの6,000億円弱となっている。

(図表18) 寄附の日米比較

支出者	米国 (2006 年度)			日本 (2005 年度)	
	金額 (億ドル)	金額 (億円)	(%)	金額 (億円)	(%)
企業寄付	127	14,795	4.3	5,032	86.5
個人寄付	2,229	259,243	75.6	269	4.6
(内、遺贈)	229	26,647	7.8	-	-
財団支出	365	42,453	12.4	519 (注)	8.9
総額	2,950	343,138	100.0	5,819	100.0

## 【米国】

(注) 円換算は、東京市場 2006 年平均仲値@116.31 で計算。

(資料) GIVING USA FOUNDATION "GIVING USA 2007 for the year2006"

## 【日本】

(資料) 財団法人助成財団センター「日本の助成財団の現状:2006 年度調査結果(注)」

国税庁「会社標本調査結果(税務統計から見た法人企業の実態):平成 17 年度(2005 年度)」

国税庁「会社標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態):平成 17 年度(2005 年度)」

(参考文献) 三井トラスト・ホールディングス 調査レポート 2006年夏号

「資産富裕層の実像に迫る」(貞清 栄子)

(高田 尚)